

騒音規制法に基づく特定施設(騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設)

種類	施設名	規模要件等
1 金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除くすべてのもの
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	といしを用いるもの
2 空気圧縮機及び送風機 (→冷凍機・空調機に付随している圧縮機は、ここでいう空気圧縮機には含まれない)		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4 織機		原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のもの
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
7 木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チツパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
	碎木機	すべてのもの
	帯のこ盤	製材用のものは原動機の定格出力が15キロワット以上、木工用のものは原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
	丸のこ盤	すべてのもの
	かんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
8 抄紙機		すべてのもの
9 印刷機械		原動機を用いるもの
10 合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
11 鋳造型機		ジョルト式のもの